

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(不利益処分関係)

			資料番号	29	担当課	健康増進課
法令名	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律	根拠条項	第47条第1項	不利益処分の種類	偽りその他不正の手段により各種の手当の支給を受けた場合の徴収	
<p>原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号) (不正利得の徴収) 第四十七条 偽りその他不正の手段によりこの法律に基づく給付を受けた者がある場合は、厚生労働大臣(当該給付が都道府県知事により行われた場合にあつては、都道府県知事)は、国税徴収の例により、その者から、当該給付の価額の全部又は一部を徴収することができる。 2 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。</p>						